

地域防災計画は、災害対策基本法第42条の規定により、船橋市防災会議が作成する計画とされています。本市防災に関し、災害予防と減災、応急復旧活動等の対策を実施する際に、防災関係機関がその機能を有効に発揮し、市民の生命、身体及び財産を災害から守るために実施すべき事務や減災に向けた総合的な対策を定めることを目的としています。

災害対策基本法の改正及び千葉県地域防災計画の修正を踏まえるとともに、風水害時の配備体制の見直しや、新型コロナウイルス感染症対策等を反映し、現行の地域防災計画の修正を行います。

1 災害対策基本法及び関係法令の改正に伴う修正

① 避難行動要支援者に関する個別避難計画の策定について規定（地震 1.9-4）▶ 新旧対照表 P1

災害時の避難行動要支援者の避難支援等を実効性のあるものとするため、個別避難計画の策定に努める旨を規定します。（災害対策基本法第49条の14等）

② 避難勧告を避難指示に一本化（風水害 2.8-1 他）▶ 新旧対照表 P1

令和元年度の台風19号等の経験を踏まえた避難情報のさらなる見直しが行われ、避難勧告が避難指示に一本化されたことに伴い、市の避難情報の発令基準等にも反映します。（災害対策基本法第60条第1項等）

③ 広域避難に係る協議規定について追加（地震 2.19-3）▶ 新旧対照表 P1

大規模な災害発生のおそれ等がある場合に、市民を安全な他の市町村に避難させる必要がある場合における自治体間の協議について規定します。（災害対策基本法第61条等）

2 千葉県地域防災計画の修正等に伴う修正

① 緊急輸送道路の追加（地震 1.8-1～3）▶ 新旧対照表 P2

千葉県が追加で指定した緊急輸送道路第2次路線及び新規で指定した緊急輸送道路第3次路線について反映します。

② 地震時の職員配備基準等の修正（地震 2.1-10 他）▶ 新旧対照表 P2

「南海トラフ地震に関連する情報」の運用開始によって「東海地震に関連する情報」の運用が行われていないことに伴い、千葉県地域防災計画と整合を図り、初期参集条件及び体制の配備時期等について見直しを行います。

また、警戒本部体制を災害対策本部体制に統合し、旧警戒本部体制を非常第1配備に旧災害対策本部体制を非常第2配備に整理するとともに、本部長についても市長に統一します。

3 風水害時の配備体制の見直し

① 配備体制の整理（風水害 2.1-5 他）▶ 新旧対照表 P3

近年の風水害時の災害対応の経験を踏まえ、各体制を統合・整理し、動員数等については各班（各部局）において災害の程度等に応じた必要数を配備することを可能とし、スムーズに高次の体制へと移行できるような体制へと変更します。

② 各体制配備の配備基準の見直し（風水害 2.1-5 他）▶ 新旧対照表 P4

警報等は、表面雨量指数や土壌雨量指数を基準とし、重大な災害が発生するおそれのある場合に発表されることから、降水量にのみ左右されることなく警報等の発表に基づき体制配備を判断することが効果的なため、警報等の発表を主な配備基準とする体制に変更します。

③ 水害警戒会議構成員及び本部設置前の動員班の見直し（風水害 2.1-7、9 他）▶ 新旧対照表 P4

災害対策本部設置前であっても、円滑な避難所開設が行われるよう、水害警戒会議の構成員に避難所開設担当班と職員動員班の主管課を加えるとともに、災害対策本部設置前の段階であってもゲリラ豪雨等による避難所の開設や拡充が想定されるため、従来の水防準備体制の配備部局に加え避難所運営にあたる部局を動員する体制へと変更します。

4 新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた修正

① 避難所運営上の留意事項の見直し（地震 2.7-19）▶ 新旧対照表 P5

新型コロナウイルス感染症対策を踏まえ、避難所運営上の留意事項の見直しに「感染症対策」を追加します。

② 宿泊可能避難所の屋内受入可能人数の見直し（資料編 資料 1）▶ 新旧対照表 P5

新型コロナウイルス感染症対策を踏まえ、宿泊可能避難所の屋内受入可能人数について見直します。

5 その他の修正

① 国土強靱化地域計画の位置付け（総則 1.1-6、7）▶ 新旧対照表 P5

令和3年3月に策定した船橋市国土強靱化地域計画について、本計画との関連性等について記載します。

② 千葉県災害福祉支援チームとの連携について記載（地震 2.7-17 等）▶ 新旧対照表 P5

千葉県災害福祉支援チームとの連携について記載します。

③ 土砂災害警戒区域等の位置図及び一覧の追加（地震 1.4-5、資料 26）▶ 新旧対照表 P5

土砂災害警戒区域等の位置図及び一覧を追加します。

④ 遺体安置場所開設候補地の順位について見直し（地震 1.6-8 他）▶ 新旧対照表 P6

遺体安置場所は看護専門学校の体育館を開設候補地とし、災害の規模等に応じて運動公園の体育館、船橋アリーナ等も含めて検討するものとしていたが、運動公園の体育館を優先で開設するものとしします。

⑤ 時点修正や軽微な文言修正等 ▶ 新旧対照表 P6